

## 医療法人社団幸徳会 薬袋内科クリニック

### 施設基準

当院は、厚生労働省が定める次の施設基準に適合している旨、厚生局長へ届出を行っております。

#### ◇機能強化加算

当院では『かかりつけ医』機能を有する診療所として機能強化加算を算定しております。

地域の他の医療機関と連携し、包括的な診療所を担う医療機関となっております。

- ・患者さまが受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行います。
- ・専門医師又は専門医療機関への紹介を行います。
- ・健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
- ・保健、福祉サービスに関する相談に応じます。
- ・診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。

#### ◇医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備加算

当院は、マイナ保険証の利用を通じて患者さまの診療情報を取得、活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。(電子処方箋発行にも対応しています。)

マイナ保険証により正確な情報を取得、活用することで、より質の高い医療を提供できるため、マイナ保険証を積極的にご利用ください。

#### ◇明細書発行体制等加算

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行いたします。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。なお、窓口負担のない患者さまにも明細書は無料で発行しております。

#### ◇時間外対応加算 3

夜間、祝日、当院の休診日等に、体調不良や急病となった場合は、下記の番号へお問い合わせください。

電話 ☎ : 055-958-0119

#### ◇夜間・早朝等加算

平日の18時以降及び土曜日の正午以降に受付の方は基本診療料に点数を上乗せします。

#### ◇一般名処方加算

当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に積極的に取り組んでおります。また、医薬品の供給が不安定な状況を踏まえ、一般名処方(主にジェネリック医薬品の処方)をすることで、銘柄によらず供給、在庫の状況に応じ調剤し、患者さまに適切に医薬品を提供します。ただし、医薬品の供給状況によっては、お渡しするお薬を変更する可能性があります。

### ◇地域包括診療加算

当院では患者さまの『健康相談、予防接種に関する相談、介護保険制度の利用に関する相談』への対応を行っています。

介護支援専門員が担当する患者様に関する相談には適時対応しております。

患者さまの状態に応じて、28日以上の投薬やリフィル処方箋を交付することが可能です。

### ◇在宅医療情報連携加算

当院は、訪問診療を行っています。（訪問診療とは、通院が困難なものに対して、その同意を得て計画的な医学管理の下に、定期的に医師が訪問して診療を行うものです。）

また、患者さまの同意の上、連携する施設間において ICT ツール（シズケアかけはし）で患者さまの診療情報等を共有しています。

#### 【連携機関】

- ・あめみや内科
- ・望月内科医院
- ・聖隷訪問看護ステーション千本
- ・かぬき地域包括支援センター
- ・清水町地域包括支援センター
- ・とくら薬局

### ◇外来感染対策向上加算

当院では、受診歴の有無に関わらず、発熱及びその他の感染症を疑わせるような症状を呈する患者さまの受け入れを行っています。

一般の患者さまと発熱患者さまの動線を分けるため、発熱患者さまの診察の時間を設けております。

受診を希望する際は、来院していただく時間等お伝えする事項がありますので当日お電話ください。

### ◇情報通信機器をもちいた診療に係る基準

現在、患者さまの同意の下、特定の方に限り情報通信機器をもちいた診療を行っています。

### ◇プログラム医療機器等指導管理料

2022年9月から高血圧治療補助アプリの「Cure App HT」が保険適用となりました。スマホにこのアプリをインストールして、毎日の生活習慣を改善して血圧を下げる治療です。

月に1回受診していただき Web のデータを見ながらアドバイス（管理、指導）を行います。一定以上の高血圧の患者さまには薬の投与を行いながらプログラムを進めます。

「Cure App HT」アプリでの治療は6カ月で終了となります。

### ◇院内禁煙と禁煙外来のご案内

当院は、院内及び敷地内禁煙です。

タバコをお止めになりたい方は受診時にご相談ください。（ただし、現在禁煙治療薬の入荷は未定となっております。）

### ◇がん性疼痛緩和指導管理料

患者さま（ご家族）の同意の下、在宅において症状緩和を目的として計画的な治療管理・療養上必要な指導を行います。

### ◇生活習慣病管理料

国の方針で令和 6 年 6 月 1 日に診療報酬を改定し、これまで診療所で算定してきた「特定疾患療養管理料」を廃止し個人に応じた療養計画に基づき、より専門的、総合的な療養管理を行う「生活習慣病管理料」へ移行するよう指示がありました。

本改訂に伴い、令和 6 年 6 月 1 日から厚生労働省の指針通り、高血圧症・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者さまで「特定疾患療養管理料」を算定していた方は「生活習慣病管理料」へ移行します。（一部該当しない方は除きます。）

初回にあたり「療養計画書」の説明を受け、ご署名をいただく必要がありますので、ご理解、ご協力のほどお願いいたします。